

# 「沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザー」の設置

R4年度～

## ◆目的◆

犯罪被害者等支援に関して、総合的対応窓口の強化及び関係主体間の中核的役割を担い、安定的かつ円滑な支援体制を構築するため、犯罪被害者等支援の知識及び経験を有した「沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザー」(※)を設置する。

(※)アドバイザー・・・犯罪被害等に関する知識があり、犯罪被害者等支援に従事した期間が3年以上の者など

## ◆主な業務内容◆

- ①「沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口」業務
- ②市町村巡回訪問（情報提供、技術的助言）
- ③「市町村出前講座」企画・運営
- ④支援主体間（県、警察、市町村及び民間支援団体等）の連絡調整
- ⑤広報啓発業務（巡回パネル展実施、広報啓発物の作成・配布）
- ⑥犯罪被害者等支援ハンドブック（H25発行）の改定作業

## ◆イメージ図◆

